# 公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和８年９月１８日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン古川

大崎市古川沢田字筒場浦１５番

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンタウン株式会社　代表取締役　加藤　久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

株式会社ワークマン　代表取締役社長　大内　康二

群馬県伊勢崎市柴町１７３２

３　変更しようとする事項

（１）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】

| 荷さばき施設Ｎｏ. | 位置 | 面積 |
|---|---|---|
| 荷さばき施設１ | 添付図３ | ２７．５㎡ |
| 荷さばき施設２ | | ３５．０㎡ |
| 荷さばき施設３ | | ５２．５㎡ |
| 合計 | | １１５．０㎡ |

【変更後】

| 荷さばき施設Ｎｏ. | 位置 | 面積 |
|---|---|---|
| 荷さばき施設１ | 添付図４ | ２７．５㎡ |
| 荷さばき施設２ | | ３５．０㎡ |
| 荷さばき施設３ | | ５２．５㎡ |
| 荷さばき施設４ | | ３０．０㎡ |
| 荷さばき施設５ | | ３０．０㎡ |
| 荷さばき施設６ | | ３０．０㎡ |
| 荷さばき施設７ | | ２４．０㎡ |
| 合計 | | ２２９．０㎡ |

（２）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】

| 施設名 | 時間 |
|---|---|
| 荷さばき施設１ | ０時から２４時（２４時間） |
| 荷さばき施設２ | ６時から２２時 |
| 荷さばき施設３ | ６時から２２時 |

【変更後】

| 施設名 | 時間 |
|---|---|
| 荷さばき施設１ | ０時から２４時（２４時間） |
| 荷さばき施設２ | ６時から２２時 |
| 荷さばき施設３ | ６時から２２時 |
| 荷さばき施設４ | ６時から２２時 |
| 荷さばき施設５ | ６時から２２時 |
| 荷さばき施設６ | ６時から２２時 |
| 荷さばき施設７ | ０時から２４時（２４時間） |

４　変更の年月日

令和８年９月１日

５　届出年月日

令和８年８月２６日

６　縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

７　縦覧期間

令和８年９月１８日から令和９年１月１８日まで（ただし、閉庁日を除く。）

８　意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県経済商工観光部商工金融課

９　意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第１６号）及び意見書様式を参考のこと。